

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨコオ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳間 孝之
(コード番号 6800・東証一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 横尾 健司
(TEL 03-3916-3111)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます）を継続することにつき、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 76 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に議案として提出することに関して決議を行いましたのでお知らせいたします。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様にご承認いただけることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます）。本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、平成 29 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本プランを決定した取締役会には、当社社外監査役 2 名を含む監査役 3 名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されております。

なお、本プランにおける主な変更点は以下のとおりです。

- ① 買付説明書の内容の具体化や本必要情報の内容の追加を含め買付者等とのこれらの書面や情報の受渡しに係る手続きを明確化いたしました。
- ② 要点をより分かりやすくするため、全体を通じて表現の見直しや記述の配分調整を行うとともに、形式的な文言の修正を施しました。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、創立以来「常に時代の先駆者でありたい」と考え、急速に進化する情報通信・電子部品業界の中で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「マイクロウェーブ（高周波）スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」としてのコアコンピタンスを活かし、主要市場である自動車市場・半導体検査市場・携帯端末市場に当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を提供してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおり、ステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、中期経営基本目標である「ミニマム8（エイト）」（売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率を8%以上確保）を設定しこれを確実に達成するべく、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 品質第一主義に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- 3つのイノベーション（革新）を推進することにより、「進化経営」を具現化する
 - ・プロダクト・イノベーション（事業構造・製品構造の革新）
 - ・プロセス・イノベーション（事業運営システムの革新）
 - ・パーソネル・イノベーション（人材の革新）

<中期経営計画の概要>

中期経営基本目標であるミニマム8を達成するため、平成25年3月期から平成29年3月期まで5ヵ年の中期経営計画を策定し、その諸施策に取り組んでおります。

その骨子は以下のとおりであります。

●中期経営計画の全社基本方針

本格的な「企業成長」と「収益構造」の両面から構造改革を推進する。

1) 企業成長

企業成長を牽引するプロダクト／プロセス・イノベーションを、グローバルなターゲット市場に狙いを定めた事業部主体の着実な推進と、世界的パラダイムシフトの中で進行する顧客商品の機能・適用技術多様化に対応する部門横断的な全社プロジェクトによる大胆な変革という両側面から推進し、市場と顧客、適用技術、サプライチェーンの重層化に裏付けられた本格的再成長と、事業環境の激変にも対応可能な事業構造の重層化を推進する。

2) 収益構造

第70期（平成20年3月期）以降の急激な円高と世界不況、サプライチェーンの変調等を克服すべく進めてきた収益構造改革をさらに進化させ、本社機能の海外への移管などの固定費構造改革、変動費の源流まで踏み込んだコスト企画／検討／追求

や、生産体制のあり方を柔軟に捉えプロセス・イノベーションの推進対象を質的に拡大する変動費構造改革を推進する。

また、そのグローバルなオペレーションを担う人材の育成・確保を進めるパーソネル・イノベーションの推進により、ますます振幅が拡大する景気循環と多様化する事業リスクへの耐性を強化する。

●経営執行の重点方針

- 1) 成長戦略の基本となるプロダクト・イノベーションを加速・本格化させる
- 2) 事業力強化の基本となるプロセス・イノベーションを推進する
- 3) グローバルなパーソネル・イノベーションを推進する
- 4) 事業部横断の海外マーケットフロントラインを拡充する
- 5) 本社機能のグローバル展開と固定費構造改革を継続・推進する
- 6) ヨコオ品質ブランド（魅力品質）を実現する
- 7) 経営指標のモニタリング体制を強化する

当社及び当社グループは、企業価値の中長期安定的な向上のため、上記の中期経営計画及び経営執行の重点方針に基づく諸施策に、全社一丸となって取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(a) 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

(b) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会、「業務執行機能」の執行役員及び「経営監査機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス体制を構成しております。

- ① 取締役会は、経営戦略決定・業務監督を担う代表取締役会長・取締役副会長の2名、業務執行取締役である代表取締役兼執行役員社長1名の計3名により構成しております。
- ② 執行役員は、執行役員社長以下11名体制で業務執行を担っております。経営戦略決定・監督機能との最大限の分離を図るため、兼務取締役は執行役員社長1名のみとしております。
- ③ 監査役会は、総体として幅広い分野について「経営監査機能」を発揮できるよう、財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名及び高い専門性や豊富な知識・経験を有する社外監査役2名の計3名により構成しております。

なお、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化による企業価値向上のため、本定時株主総会において、社外取締役1名（新任）及び社外監査役1名（増員）の選任を付議する予定です。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的と必要性

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主及び投資家の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主及び投資家の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、及び大規模買付ルールが遵守された場合及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方

針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。このため、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、平成 26 年 3 月 31 日現在における当社大株主の状況は、別紙 3「当社大株主及び当社取締役の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者または提案する者（以下、「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

- ① 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付説明書の当社への事前説明

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「買付説明書」には、以下の事項を記載していただきます。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。以下同じとします。

- ① 買付者等の概要
 - (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ii) 代表者の役職及び氏名
 - (iii) 会社等の目的及び事業の内容
 - (iv) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
 - (v) 国内連絡先
 - (vi) 設立準拠法
 - ② 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び買付説明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
 - ③ 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます）を含みます）
- (c) 本必要情報の提供
- 上記（b）の「買付説明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます）を日本語で提供していただきます。
- まず、当社は、買付者等に対して、「買付説明書」を提出していただいた日から 10 営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（b）①(v)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。
- また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、合理的な期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。
- なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。
- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます）
 - ② 大規模買付行為の目的（買付説明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
 - ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます)

- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 大規模買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を超えない検討期間(以下、「取締役会検討期間」といいます)を設定し速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。買付者等は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主及びステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、買付者等との交渉を行い、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

- (a) 買付者等が、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続(以下、「大規模買付ルール」といいます)を遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、新株予約権の無償割当ての対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

- (b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記(4)「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。

ただし、下記(i)と(ii)に該当する場合は、その限りではありません。

- (i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、ないしは、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものではないと判断される場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を踏まえ、ご判断いただくことになります。

- (ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記(4)に定める手続を行うものとします。

なお、当該大規模買付行為が以下の①から⑤の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとし、株主意思確認総会を経ることなく大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行うことがあります。

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- ⑤ 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

（４）株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(b) (ii) に該当する場合、及び上記(b) (i) に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権１個につき１個とします。

投票基準日は、取締役会検討期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による総株主の通知に基づく株主の確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の３分の１以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の３分の１以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。株主意思確認総会もしくは書面投票において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合には、当社取締役会はその決定に従い、対抗措置発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方で、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られなかった場合には、当社取締役会は、対抗措置不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

（５）対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記（４）の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(a)買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(6) 大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

なお、上記に反して買付者等が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月 27 日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成 29 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時までの 3 年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令、もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主及び投資家の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記 3. (7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 3. (2)「本プランに係る手続」及び同 (3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記 3. (2)「本プランの発動に係る手続」(d)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3. (7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないことから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないためにその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の 3. (3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、新株予約権の無償割当て（以下、「本新株予約権の無償割当て」といいます）を実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記 (3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その

保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記（３）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社は本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３）本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

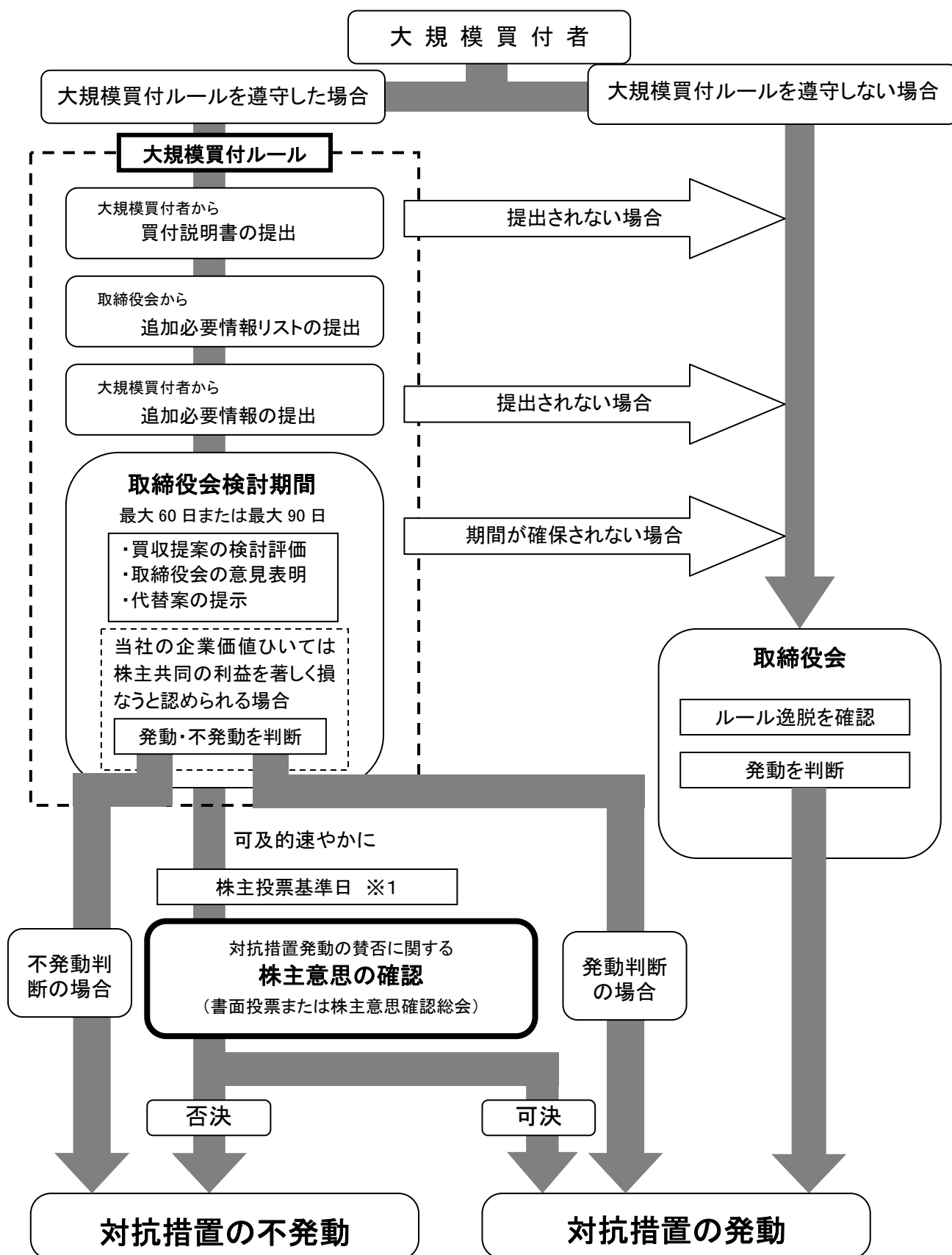
なお、株主の皆様には本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には、必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個当たり金１円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

また、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

本プランの概要 大規模買付行為開始時のフロー



※1 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも2週間前までに行うものとしします。

新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします。

1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下、「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式 1 株（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます）につき本新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は、別途調整がない限り 1 株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は金 1 円以上とします。

6. 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者¹¹

(ii) 特定大量保有者の共同保有者

(iii) 特定大量買付者¹²

(iv) 特定大量買付者の特別関係者

(v) 上記 (i) ないし (iv) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(vi) 上記 (i) ないし (v) 記載の者の関連者¹³（以下、(i) ないし (vi) に該当する者を「特定買付者等」と総称します）

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が 20%以上であるもの、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該大規模買付行為の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいいます。）をいいます。

上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記9. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

7. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

8. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の効力発生日後は行使期間の初日の前日までの間、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

当社大株主及び当社取締役の株式保有状況

1. 大株主の状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,742	8.3
株式会社群馬銀行	990	4.7
ヨコオ取引先持株会	901	4.3
株式会社ヨコオ	845	4.0
ヨコオ自社株投資会	717	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	603	2.8
三菱UFJ信託銀行株式会社	595	2.8
徳 間 順 一	482	2.3
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービス ルクセンブルグ ジャスデック セキュリティーズ	460	2.2
第一生命保険株式会社	451	2.1

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) は、小数点以下第 2 位以下を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の株式保有状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

地 位	氏 名	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	徳 間 順 一	482
取締役副会長	柳 沢 和 介	99
代表取締役	徳 間 孝 之	256

(注) 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。